

破産申立により3000万円以上の負債が免除

個人再生申立

事案の概要

40代 男性 会社員

相談者は、債権者5社に対して、**総額3000万円超の借金**を抱えていました。

一部の債権者からは、相談者の勤め先から支払われる給料を差押さえる手続きを取られてしまいました。生活していくことも困難になった相談者は担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

裁判所に対して、**自己破産**の申立を行いました。

結果的に、**負債はすべて免責**され、すべての借金は免除されました。

担当弁護士からひとこと

相談者がかつて事業をしていたときに、会社が借り入れた多額の運転資金について相談者は、連帯保証人になっており、その負債が現在までそのまま残っていたという事案でした。

事業をしていた方の破産のケースの場合や借金を負った理由に問題が多いケースでは、通常は破産申立に際して、**破産管財人**が選任されることがほとんどです。破産管財人が選任された破産事件は、**破産管財事件**と呼ばれます。

破産管財事件になると、通常の破産事件（**同時廃止事件**と呼ばれます。）に比べて、手続きがずっと複雑になり、破産手続きにおける破産者の負担が増すこととなります。さらには弁護士費用とは別に**20万円前後の予納金**を納める負担が生じることとなります。

破産事件を受任した弁護士としては、当該事件が管財事件になるかどうかをある程度見極めながら申立を行うこととなります。本件事案においては、事業をしていたのが随分昔であったという事情も加味され、通常の**同時廃止事件**での申立が可能となりました。